

令和 7 年度岩手県強度行動障害支援者養成研修事業業務委託仕様書

（目的）

第 1 本研修は、以下の目的を達成するため実施する。

強度行動障害を有する方は、自傷や他害行為など危険を伴う行動を頻回に示すことを特徴としており、事業所の受入れが困難である場合や、受入れ後の利用者に対する虐待につながる可能性も懸念されている。

一方で、適切な支援を行うことにより危険を伴う行動が減少するなどの支援の有効性も報告されていることから、本研修は日常生活に困難が生じている強度行動障害を有する方に対し、適切な支援を行うことが可能な職員の育成を目的とする。

（期間）

第 2 委託期間は、以下のとおりとする。

契約日から令和 8 年 3 月 31 日まで

（場所）

第 3 開催場所は、以下のとおりとする。

岩手県内

（委託内容）

第 4 委託内容は、以下のとおりとする。

なお、本業務の履行に当たっては、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成 25 年法律第 65 号）第 10 条第 1 項に基づく「岩手県知事部局における障がい者を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」（平成 28 年 2 月 15 日付け障第 900 号保健福祉部長通知）第 3 に規定する合理的配慮について留意すること。

- （1）研修の企画、募集、運営全般
- （2）講師との打合せ、企画会議の開催及び連絡調整
- （3）研修の実施
- （4）講師の指導力向上を目的とした学習機会の設定
- （5）研修に係る消耗品準備等
- （6）その他研修に関する業務

（講師）

第 5 研修講師は、以下のとおりとする。

厚生労働省主催「強度行動障害支援者養成研修（基礎研修（指導者研修））」及び「強度行動障害支援者養成研修（実践研修（指導者研修））」の修了者等を中心とする。

（研修）

第 6 研修は、以下のとおりとする（令和 5 年 4 月 28 日付け障発 0428 第 2 号厚生労働省・援護局障害保健福祉部長通知に基づくものであること）。

(1) 基礎研修

① 研修期間

2 日間 (12 時間)

② 内容

- ア 強度行動障害がある者の基本的理解に関する講義 (1.5 時間)
- イ 強度行動障害に関する制度及び支援技術の基礎的な知識に関する講義 (5 時間)
- ウ 基本的な情報収集と記録等の共有に関する演習 (1 時間)
- エ 行動障害がある者の固有のコミュニケーションの理解に関する演習 (3 時間)
- オ 行動障害の背景にある特性の理解に関する演習 (1.5 時間)

③ 対象者

障害福祉サービス事業所等において、知的障がい、精神障がいのある児・者を支援対象にした業務に従事している者、今後従事する予定のある者、若しくは障害福祉サービス事業所等の連携医療機関等において治療に当たる医療従事者又は障害福祉サービス事業所等と連携し強度行動障害のある児童生徒の支援に当たる特別支援学校の教師等。

④ 定員 50 名程度

(2) 実践研修

① 研修期間

2 日間 (12 時間)

② 内容

- ア 強度行動障害のある者へのチーム支援に関する講義 (3 時間)
- イ 強度行動障害と生活の組み立てに関する講義 (0.5 時間)
- ウ 障害特性の理解とアセスメントに関する演習 (3 時間)
- エ 環境調整による強度行動障害の支援に関する演習 (3 時間)
- オ 記録に基づく支援の評価に関する演習 (1.5 時間)
- カ 危機対応と虐待防止に関する演習 (1 時間)

③ 対象者

障害福祉サービス事業所等において、知的障がい、精神障がいのある児・者を支援対象にした業務に従事している者、今後従事する予定のある者、若しくは障害福祉サービス事業所等の連携医療機関等において治療に当たる医療従事者又は障害福祉サービス事業所等と連携し強度行動障害のある児童生徒の支援に当たる特別支援学校の教師等であり、かつ、強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）を修了した者。

④ 定員 50 名程度

(3) 強度行動障害支援者養成研修指導者養成研修（基礎研修、実践研修）

独立行政法人国立重度知的障害者総合支援施設のぞみの園が主催する標記研修について、参加費、旅費等の支出事務を行うこと。